

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（自己申告、現員現給調査） 2022年5月27日 NO.623

自己申告は自主性・自発性が尊重されるべき

東京都の人事考課制度（自己申告制度・業績評価制度・本人開示・苦情処理制度）には、学校事務職員に適用するには、多くの問題点があります。業績評価は、希望する職員全員に第一次評定の絶対評価が開示されます。開示制度が全員に適用されることは、管理職に「説明責任」を果たすことが求められます。しかし、自己申告制度の前提である「職務目標」も示されない場合も多いです。それは業績評価が昇給・昇任に大きな影響を与えるという重大性の認識が、多くの管理職に欠けているからだと思います。評価に対する「説明責任」は重要です。教育職である校長の行政職である学校事務職員への理解が足りないこと、1級職から3級の統括課長代理までいる学校事務職員の職級ごとの職務内容＝各職級に期待される目標が明らかにされていないことは、大きな問題です。

1. 自己申告が業績評価の基礎資料であり、学校事務職員の任用・給与に重要な影響を与えること、業績評価の第一次評定の絶対評価が希望者全員に開示されることを周知徹底すること。
2. 各職級毎の職務内容＝各職級に期待される目標を明らかにするよう周知すること。
3. 校長が提示する組織目標は、2の目標および事務職員の配置定数・配置状況を踏まえたものであり、事務職員の労働条件の変更や労働強化を招くものとならないよう周知徹底すること。

現員現給(住居手当)調査の見直しを求めます

（省略）都教委は毎年5月頃に文部科学省の「義務教育費国庫負担金に係る現員現給調査」の一つとして「住居手当の調査」を実施しています。住居手当については、2012年度より都教委は「都の独自判断」として35歳未満かつ家賃負担額月額15,000円以上の教職員のみを支給対象とする「改正」を実施しています。ところが、現員現給調査上の「住居手当の調査」においては、教職員に対する住居手当があたかも引き続き国基準で支給されているかのような状況を前提とした回答内容となっているため、受理済の住居届に基づいて正確に回答することは困難です。現実には「都の独自判断」で支給対象外とされた教職員については、もし国基準であれば支給されるという「仮定」で居住実態を聞き取るという、結果的に不当な個人情報の収集が生じる状態に至り10年以上経過しています。また一方、住居手当を国基準に基づいて都が持家や35歳以上の教職員に対しても支給していると国が認定した場合、国が都に支払った国庫負担金（住居手当の3分の1相当額）の用途が明らかでなく、現員現給調査である「住居手当の調査」自体に対して疑いを持たざるを得ません。

1. 直近の住居手当調査に際して、不当な個人情報収集（聞き取り）が生じる原因となる、都が支給対象外としている教職員の住居実態調査は要しないということ。
2. 現行の「仮定」に基づく調査を、「実態」に即した調査内容に改めること。

育児休業に伴う欠員補充に臨時的任用が適用

これまで、学校事務職員の育児休業に伴う欠員補充には、会計年度任用職員が充てられていました（出産休暇の場合は、既に、臨時的任用職員が充てられていました）。東学は、出産休暇の場合と同様な職務を処理しているのに、育児休業になると会計年度任用職員となる問題点を指摘し続けてきました。このたび、東京都教育委員会は、学校事務職員と司書職員に対し、「若年層職員の増加に伴う育児休業需要の増加に対応する観点から」育児休業についても臨時的任用の対象とする改正を行いました。2022年5月1日から施行されます。「原則として育児休業の終期が任用の係る年度の末日以降である職員に限る。ただし、年度途中で育児休業が終了する職員についても、個別事情により補充の対象とすることができる」という制限付きです。昨年の確定闘争で、都当局が、知事部局の事務職員の出産休暇や育児休業の補充に、臨時的任用職員制度を導入すると回答していました。

5. 1 第93回日比谷メーデー開催される

メーデーはアメリカで8時間労働を求めて1886年に始められ、日本では1920年に開始されました。今年で102年目です。歴史と伝統のある「働く者の祭典」です。

□5月1日の日比谷メーデー 日比谷野外音楽堂に1500名程度の労働者・市民が結集し、「働く者の団結で生活と権利、平和と民主主義を守ろう！」をメインスローガンに、第93回日比谷メーデーが開催されました。

□集会開催後は、デモ行進を 東学は、都高教の宣伝カーの後ろに、都高教、都庁職関係、4者協と梯団を組み、霞が関の官庁街を通り、新橋までデモ行進を行いました。

□3年ぶりの集会とデモ行進 一昨年、昨年と、新型コロナウイルスの感染拡大のため、開催形式を自粛せざるを得ませんでした。今年については、人数制限をした上での開催となりました。賃金・労働条件の改善はもちろん、不当解雇の解決・争議勝利、世界の平和と人権の尊重などを目指すことが、確認されました。

※メインスローガン

働く者の団結で生活と権利、平和と民主主義を守ろう！

※サブスローガン

★コロナ解雇を許すな！ 雇用の継続と休業・生活補償の充実を！

★ジェンダー平等！ なくせ貧困・格差・差別、8時間働けば暮らせる社会を！

★福島原発事故を忘れない！ 原発ゼロ社会・復興の実現を！ 核兵器廃絶！

★反戦平和！ 9条改憲反対！ 辺野古新基地建設阻止！ 岸田政権は退陣を。

5. 3 憲法大集会が開催される

日本国憲法は、施行75年を迎えました。本集会は、2015年の集会から、憲法の改悪を許さず、憲法理念の実現を求めて、多くの労働者・市民が結集して開催されてきました。コロナ禍の中、この2年間は規模を縮小し、オンラインを中心に国会前で実施されてきました。今年の集会は、新型コロナウイルスの感染対策をはかりつつ、会場を東京臨海防災公園に戻しての開催で、15000名程度の結集がありました。デモ行進は、台場コースで「守ろう平和・いのち・くらし」とコールを行いながら行いました。昨年の総選挙の結果を反映し、国会では憲法審査会の開催が頻繁に行われています。新型コロナウイルスの感染拡大やウクライナ情勢に便乗して、緊急事態条項の新設や敵基地攻撃能力の保有、防衛費の対GDP比2%以上の確保、核共有など、危険な議論が開始されています。防衛費の拡大は、社会保障費や教育費の削減となりかねません。